

持続可能な障害者生涯学習実践への扉をひらく

～自治体と大学の連携による、インクルーシブな履修証明プログラムと地域コンソーシアム構築

兵庫県における「地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築」事業の一環として取り組まれた神戸大学 KUPI「学ぶ楽しみ発見プログラム～知的障害青年のための大学教育の創造～」からは、一つの挑戦を終えた高揚感が伝わってきます。

自分たちを「変人たち」と呼ぶ大学教員がいます。

コロナ禍で通常授業が行われないキャンパスに KUPI があったから来られた学生がいます。

能力の差異にもとづく分断社会を生きる大学院生が「多様性」という美名に隠された「異質性」と出会い葛藤する中から「学校化」された“わたし”と“学び”を問い返しています。

舞台となった神戸大学国際人間科学部・大学院人間発達環境学研究室(津田研究室)は、既に大学を活用したインクルーシブな学びと地域における持続可能な共生に関するユニークな実践をいくつも展開していました。

知的障害者を対象とした大学公開講座の開催。

知的障害者が発行する新聞づくりを通じたセルフアドボカシー支援。

神戸市との連携や子ども食堂などを展開する地元婦人会との協働で活動の場をサテライト施設に移した障害のある人もそうでない子どもも自由に集い活動できる「のびやかスペースあーち」。

障害者雇用と交流の場にもなっている大学が経営するキャンパス・カフェ「アゴラ」。

この研究室がまた面白いことを始めました。

その面白さのヒミツを共有したいと思います。

1. 知的障害のある人たちの「学び」は、勉学に困まれた人々に新鮮な驚きをもたらす

神戸大学 KUPI で学ぶ知的障害のある青年たちは、就職や進学のために学んでいるわけではなく、「～のことを深めたい」「楽しそうだ」という純粋な好奇心から通ってきている。そんな学びの本質を体現している青年たちに吸い寄せられるように大学教員も一般学生も KUPI にやってくる。そこに「大学という学びの場自体が変容していくことにもつながる意義がある」と赤木さん(KUPI 事業担当者の神戸大教員)は、この試みをまとめています。

「のために」という外発的動機を伴わない「学び」に新鮮な感動を覚える学校教育関係者は少なくないのかもしれませんが。では生涯学習・社会教育関係者はどうでしょうか？

「地域づくりの担い手養成」「持続可能な社会へ向けた学習プログラム開発」など、昨今の社会教育現場でも事業展開に地方自治体固有の解決課題にコミットした目的志向性が求められようになっています。“学びたい住民がいるからその条件整備をする”という単純な(純粋な)企画書では予算が取れない時代、「のために」を超越した彼らの学びから教えられることは、改めて社会教育とは何か？ではないでしょうか。

知的障害者の学びには、それをサポートするボランティアの存在が欠かせません。大学を活用した障害者生涯学習事業では、学生がその役割を担えます。しかし、単にボランティアという位置づけではなく、ちょっと違う味付けができるのも大学の良い所です。これまでの大学公開講座やオープンカレッジでは、「学びのパートナー」「サポーター」「共同学習者」などの名称で、“一緒に学びつつお手伝いする”というスタンスがとられてい

ましたが、神戸大学 KUPI では、学びのお手伝いをするアルバイト「メンター」と、ちょっと昇格した感じでした。

「メンター」たちは、KUPI 学生の学習意欲の高さに触発されつつも、自分の考えを主張したい人が多くそれを尊重することと授業目標を達成することとの難しさや、気分が乗らない時にうまくコミュニケーションがとれなかったことなど、彼らと一緒に学ぶ困難性についても率直に述べていました。

この「学び」こそ、一般学生にとっての大切な発見であったと思うのです。

2. ターゲット 4.3、4.5、4.a をはじめとする SDG s に取り組むすべての大学が着手できる履修証明プログラム（特別の課程）

例えば、4.3「全ての人々が大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるように」4.a「全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるように」という9年後の目標達成を真剣に考えたなら、身体障害者と発達障害者への入試・履修、及び卒業・進路への合理的配慮程度（テイドと言いましたが、これさえもまだ不十分です）で済むわけがないのです。

もっとも簡便に着手できることは、障害者問題・福祉・教育を研究テーマとする教員のいる学科等を活用して、社会人等を対象とした一定のまとまりのある学修プログラム（履修証明プログラム＝特別の課程）を開設し、その履修者に対して法令に基づく履修証明書を交付できるようにすることです。

神戸大学 KUPI では、従来の公開講座等で行われていたような教員の専門に即した講義（心理学、教育学、音楽療法論、音楽学、天文学、動物学といったラインアップ）と履修生主体の話し合いや創作活動（写真撮影や新喜劇づくり）を「特別の課程」として用意し、それに加えて、聴講生として通常の学部生向け授業に参加し一緒に学ぶ機会も提供していました。

一緒に学ぶ授業は、担当教員の専門領域である「障害共生教育論」でしたが、コロナ禍で留学できない学部生のニーズにも応えるために海外の障害当事者団体とのオンライン交流を実施することをメインに自己紹介や質疑応答の内容づくりをしました。

オンライン交流そのものは、KUPI 学生が英語であいさつしたり楽器演奏をしたり楽しくできた場面もあったが、他の人が話しているときに興味をもてず集中できなかった人が多かった様子でした。学部生と KUPI 学生とが一對一でペアになって、自己紹介原稿を準備したり、オンライン交流の振り返りをしたりしたことがどちらの学生にも印象に残ったとのことでした。

10月から2月まで、週に3日、午後4時半から8時まで総時間90時間という密度の濃いプログラムでしたが、2年間の全課程を修了できた人は10名中9名でした。

大学を活用した公開講座やオープンカレッジの実践に、SDG s 時代にふさわしい新たな可能性を付け加えたと言えるでしょう。

3. 教育行政における特別支援教育と社会教育、双方からのアプローチによる障害者生涯学習

福祉の範疇で語られることも多い障害者生涯学習実践ですが、地方公共団体レベルで教育行政の責任としてこの充実が目指されるべきです。

これまでもいくつかの道県では「道民カレッジ」「県民大学」などの生涯学習連携団体にオープンカレッジなどを実施する大学が登録され、独自の単位互換制度などもありまし

た。こうした自治体レベルの生涯学習施策に、その地域にある大学や専門学校との連携のもと障害者のための講座を加えていくことが求められています。

神戸大学 KUPI は、障害者の学びを支援するための地域連携コンソーシアム構築事業の一環として実施されてきました。兵庫県のコンソーシアムは神戸大学がかかわることで県内の障害者生涯学習事例を一望できワンストップでアクセスできるアプリの開発や啓発冊子の作成など情報提供・交流について充実しています。

一方、「特別支援教育の生涯学習化」によって平成 30 年改訂特別支援学校学習指導要領では、障害を通して主体的に学んだり、スポーツや文化に親しんだりして、自らの人生をよりよくしていく態度を育成することを、自立と社会参加に向けた教育の充実の内容として規定しています。

障害者生涯学習の振興は、学校教育の側からも求められています。兵庫県教育委員会が作成した啓発冊子は、学校における特別支援教育と卒業後の学びを串刺して紹介している点が特徴的です。

障害のある人の生涯学習を持続可能な事業としていくためには、この冊子のように学校教育、社会教育、障害福祉を俯瞰的にとらえられる行政の果たす役割が重要になります。

4. 「本業」とバイトで担う障害者生涯学習支援の時代へ

これまでの大学を活用した障害者生涯学習実践は、その多くが担当する教員の個人的な負担と学生のボランティアな関与で成り立ってきました。そこにオープンカレッジなどの試みの持続可能性への疑問がありました。

神戸大学 KUPI では、聴講生制度の活用や「特別の課程」を組み合わせることで、通常の大学の授業への知的障害者の参加を実現する大学教育の新しい形を模索しています。このことにより教員は、個人または研究室主催のイベント実施者という「副業」的な位置ではなく「本業」に深くかかわることになりました。また「メンター」として参加する学生もアシスタント・ティーチャー（TA）同様に大学との雇用契約による身分保障がされていました。

更に文部科学省の委託研究であったことから、特別にコーディネーターを 2 名雇用して授業内容を含む実務面の業務を担わせていますが、今後の持続可能な生涯学習施策として構想する場合は、この役割を大学事務職員あるいは公民館等の社会教育主事等が担うことが肝要です。

KUPI 受講者からは約 5 万円の授業料を徴収しています。大学で「正規」あるいは「特別の課程」で学ぶのであれば相応の負担は障害当事者にも求められるべきでしょう。

これらは、今後学校教育、社会教育、障害福祉を串刺しにして持続可能な障害者生涯学習支援に取り組もうとする地方自治体の施策にも示唆に富む経験を提供しています。

以上見てきた 4 つの点で、「地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築」事業の一環として取り組まれた神戸大学 KUPI「学ぶ楽しみ発見プログラム～知的障害青年のための大学教育の創造～」には、わくわくする面白さのヒミツがあるのです。

(文責 平井威)

共に学びつづけることを可能にする学校・家庭・地域の関係づくり
—特別支援学校のコミュニティ・スクールの可能性—

いま、全国の特別支援学校において、コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度の導入が広がっています。コミュニティ・スクールとは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、公立の学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教法第47条の5）に基づいた仕組みです。つまり、コミュニティ・スクールのねらいは、子供たちの豊かな成長という共通の目的や、そのための課題を共有しながら、学校、家庭、地域がともにより良い学びの環境へと改善しあう関係づくりなのです。変化の激しい現代社会においては、豊かな成長とはいったいどのようなものなのかという問いを教職員だけで協議し、その役割と責任をもすべて引き受けてしまうような学校運営は、もう限界に達しているのです。子供たちが通ってくる先、巣立っていく先にいる家庭や地域の多様な人々とともに、これからの学校の在り方、子供たちの学びの在り方を協議し分担し合う運営体制へと移行することが求められているのです。このような学校の姿は、「地域とともにある学校」と呼ばれています。

一般に小学校・中学校では、通ってくる児童・生徒の家庭が所在するエリアと、学校の所在するエリアは同じであるため、コミュニティ・スクールのコミュニティは、「地域コミュニティ」（同じエリア内に居住する住民の共同体）として理解され、地域ぐるみの子育て・担い手育成といったメッセージが理解されやすい傾向にあります。しかし、特別支援学校や高等学校といった広域から児童・生徒が通ってくる学校の場合には、それが難しいといった声をよく耳にします。こういった場合、「地域コミュニティ」ではなく、特定の分野に特化した活動を目的とする「テーマ・コミュニティ」という概念で、地域をとらえていくことが重要になってきます。特別支援学校でいえば、やはり、障害をもつ児童・生徒が安心・安全に暮らし、積極的に参加・貢献していける共生社会への成熟というテーマが、重要なものの一つになるのではないのでしょうか。共生社会の実現というテーマに共感しあう、使命感を持つ多様な人や団体、専門機関の関係者に学校運営協議会のメンバーをお願いしていくことで、特別支援学校ならではのコミュニティ・スクールの姿ができあがっていくことでしょう。

誤解のないように言い添えますが、共生社会の実現に向けた地域の生涯学習の機会提供を、これからはすべて特別支援学校を中心に担っていこう、という話ではありません。地域の人々と、障害のある人や子供とが共に学び合い活動する中で、社会的公正に基づく社会の構成員としての基礎を培っていけるような生涯学習の機会そのものは、あらゆる場で増やしていくことが求められます。特別支援学校での教育課程で行なわれている

学習もその一つです。こうした学校での学びと、地域での学びの機会とをつなぐことによって、双方にとってより充実した学習機会を作り出すことが可能になります。まさしく、新たな学習指導要領で提唱された「社会に開かれた教育課程」の具現化の方策でもあります。

さらにもう一つ、共生社会実現に向けた生涯学習機会として有効だから、これからは特別支援学校と地域との連携活動・行事をとにかく増やしていきましょう、という話でもありません。たとえそれが有意義な活動であったとしても、教職員の業務負担が増えてしまえば意味がありません。それを防ぐ手立てとして、学校運営協議会は重要な役割をもっているのです。活動の目的や教育課程との関係性、参加対象者や会場などによって、その活動が教育課程内の授業や学校行事として実施する方が適しているのか、社会教育施設や社会福祉施設等での活動の方が適しているのか、それとも地域活動として実施する方が適しているのかといった判断をしたり、職員・保護者・地域住民の役割分担を具体化できたりする「場」が必要なのです。そのためにも、共生社会の実現に向けて子どもや学校、地域が抱えている課題を洗い出したり、取組の方針や成果を点検しあったりする「熟議」を通じて、学校運営協議会にかかわる人々の当事者意識を高め、維持していく取組が重要になってきます。

今回は、この「熟議」にしっかりと取り組んでいる具体的な事例として、2校をご紹介します。

秋田県立ゆり支援学校では、平成31年度からコミュニティ・スクールを導入しています。地域の方たちと活発な意見交換をし、相互理解を深めるために、秋田県生涯学習センターの支援を受けながら、参加型学習の手法を取り入れた「熟議」を重ねています。令和元年9月には「CAFEしゃべり場@ゆり支援学校」、令和3年2月にも「Jukug i cafe@ゆり支援学校」といったタイトルで、ワールドカフェの手法を取り入れた熟議が行われました。ちなみに、ワールドカフェとは、カフェでくつろいでいるようなリラックスした雰囲気のもとで、少人数（通常4人）のグループ内での対話を、メンバーを入れ替えながら数度繰り返すことで、その場にいる全員と意見交換をしたのと同じくらいの気づきや発見を共有できる手法です。何かを決定したり、結論を導き出していくための会議には向いていない手法ですが、日頃からの想いや問題意識、悩みなどを気負うことなく口に出したり、その言葉を受け止めたりすることで、相互理解を深めたり、新しいアイデアを見つけ出すような場面では効果的です。そのため、「ゆり支援学校の子どもたちに、どのように育ってほしいか」、「ゆり支援学校の子どもたちを地域全体で育てるには」といったテーマが設定されており、ひざを突き合わせ、本音で語り合う学校運営協議会のメンバーをはじめとする地域住民や教職員の姿が写真からもうかがえることでしょう。

もう一つは、平成30年からコミュニティ・スクールを導入している山口県立山口総合支

援学校の「防災の日」の取組をご紹介します。「地域コミュニティ」との結びつきがなかなか築きにくい特別支援学校において、学校と地域の共通の課題である防災を糸口にして、地域の自治活動との協働にうまくアプローチできている学校です。地域との関係性が希薄だと、学校としても防犯・防災上のリスクは高まりますし、地域としても身近な避難所として捉えづらくなります。また、緊急時、子供たちにいち早く支援の手を差し伸べていただけるのは、遠方にいる保護者や前述の「テーマ・コミュニティ」の関係者ではなく、身近な地域住民であることも強く意識しながら、学校と地域との関係性を見直していく必要もあります。そこで、山口総合支援学校では、学校内の避難訓練や非常食給食といった従来の学校行事と、PTAによる防災講演会、さらには学校防災をテーマにした熟議を学校運営協議会の中で開催することで、教職員、保護者、地域住民が、その日一日で、「見て」「聞いて」「語り合う」ことのできる「防災の日」を実施しています。地域住民にとっても、さまざまな障害、特性を持つ子供やその保護者とともに取り組む「防災の日」は、あらゆる住民に配慮した避難所運営を考え、準備していくことにも役立ちます。こうした実践も、特別支援学校という特性をうまく活用した、コミュニティ・スクールの姿であり、またあらゆる人にとって必要不可欠な生涯学習の機会といえるでしょう。

障害者の生涯学習支援ハンドブック

特別支援学校における学校開放事業を通じた障害者の学びの支援

◇「障害者生涯学習の機会をどのようにつくってあげればよいか？」その一つの事例として、東京都教育委員会では、特別支援学校の学校開放事業として位置づけて実施してきた歴史があります。

この取組の根拠は、社会教育法にあります。同法第 44 条では、「学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のための利用に供するように努めなければならない」と規定しています。また、同法第 48 条には「(略) 地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。」とあります。

これらの条文を活かして、東京都教育委員会は、1969(昭和 44)年度から都立青鳥養護学校(現:青鳥特別支援学校)に青年教室を開設しました。これ以前にも養護学校の教員たちが保護者からの強い要望を受け、自主的に卒業生のアフターケアの場づくりを実施しており、それを社会教育行政の事業として位置付けたものです。

これをきっかけに、東京都教育委員会は特別支援学校における社会教育事業という形で、障害者の生涯学習の機会を広げていくこととなります。現在も都立学校公開講座の「障害者本人講座」に位置付けられ、主に高等部を設置する知的障害の生徒を対象とした都立特別支援学校〇〇校で実施されています。

障害者本人講座は、講座を開設する特別支援学校の卒業生を対象に、その特別支援学校の教員たちが講師を務めるという形で実施されています。講座の内容は、卒業生同士が仲間と一緒に余暇時間を過ごすとともに、社会生活をしていく上で必要な知識、技能等を習得するというものです。

◇特別支援学校を活用して、障害者の生涯学習の機会を提供することは、①特別支援学校が会場となること講座の参加者やその保護者にとっても慣れ親しんだ安心・安全な場所であること、②参加者が卒業生であり、講師が当該校の教員であるため、安定的な関係性の下で講座が展開されること、③教員にとっても自分が担当していた生徒たちの「追指導」ができる場が担保されること等のメリットがあります。

◇その一方で、①基本的には当該校の卒業生のみを対象とした講座であるため、卒業生ではない障害者は参加ができないこと、②特別支援学校卒業後も教員-生徒関係の固定化がみられ、参加者はいつまで経っても教員にとって生徒であり続けること、③②の関係性により、障害当事者の意見が反映されにくい構造をもってしまっていること、④講座の内容にも固定化がみられていること、⑤教員の業務負担が増加することなどのデメリットも指摘されるようになってきました。

◇国際的な動きでも、障害者の権利の自覚化の動きは、1975(昭和 50)年の国連「障害者の権利宣言」からようやく動きだし、1981(昭和 56)年の「国際障害者年」を経て、1983-92年を「国連・障害者の 10 年」で、障害者に関する世界行動計画を決定し、2006(平成 18)年 12 月に国連総会で「障害者の権利に関する条約」(発効:2008 年5月、日本批准:2014 年1月)に至っています。この一連の動きは、障害者を「保護の対象」として見るという障害者観の克服し、「権利の主体」として位置付け、「平等な市民」であるための必要な支援を権利とする(佐藤・小澤:2016:242)ことを目指しています。

◇今後特別支援学校における学校開放事業においても、障害者を権利の主体として位置付け、事業内容や講座内容を見直していくことが必要となります。私なりに、特別支援学校における今後を学校開放事業の在り方に関する提案を行いたいと思います。

【特別支援学校における今後の学校開放事業の在り方に関する提案】

1. 特別支援学校は、地域の障害者を支援する拠点としての機能を発揮する。

・これまでの特別支援学校は、当該学校の卒業生の支援に力点を置いてきたが、今後は地域の行政機関や障害者施設、障害者団体・グループ関係者との連携を深め、地域の障害者を支援するという観点から、学校開放事業(障害者向け講座の開設、地域住民向け障害理解講座の開設、体育施設や学習文化施設の開放等)を企画、実施する。学校を所管する教育委員会は、そのための条件整備に努める。

2. 特別支援学校で、障害者向けの社会教育事業を実施する場合は、障害者の権利条約の理念を十分に踏まえた対応を行う。

・障害者の権利条約の第 24 条に「教育」がある。そこでは、「教育についての障害者の権利を認め、締約国は、この権利を差別なしに、かつ機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。」と規定している。また、教育制度及び生涯学習の目的の一つに「障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。」という項目が挙げられており、特別支援学校が、公教育として学校開放事業を企画する場合は、この点を踏まえる必要があること。

障害者の学びの場づくりQ&A

A市の生涯学習課に勤務する社会教育主事のBさんは、社会教育に関する研修会で「共生社会の実現を目指した学び」についての話を聞いて共感し、自分の市でも障害者の生涯学習事業を行うことにしました。

しかし、これまで歴史講座や料理教室などの講座を主に企画してきたBさんには、様々な疑問が湧いてきます。障害の有無にかかわらずに学び合える場はどのように創っていけばよいのか。企画を考えれば考えるほど、Bさんのモヤモヤは募るばかり…。

ここでは、そんなBさんの疑問に答える形で、障害者の学びの場づくりのヒントをお伝えします。もちろん正解はひとつではありません。ぜひひとつの参考としてお読みいただければと思います。

もやもやケース①障害者の生涯学習事業を企画するにあたって

Q1.障害者を対象とした生涯学習事業には、どんなものがありますか？

【志々田】

Q2.障害者の学びのニーズを把握するためには、どうしたらよいですか？

【志々田】

Q3.講座形式の事業を行う場合、健常者と障害者が一緒に学ぶ講座か、障害者のみを対象とした講座のどちらからはじめたら良いのでしょうか？

【鈴木】

Q4.障害者を対象とした講座を行う場合、会場を選定するポイントはありますか？

【鈴木】

Q5.講座の講師には、障害に関する専門的な知識や経験が必要でしょうか？

【井口】

これらのアドバイスを受け、Bさんは以下のような講座を企画しました。

- 講座名：みんなで楽しむ音楽教室～世界の楽器に触れてみよう～(全5回)
- 対象：健常者・障害者問わず
- 会場：A市生涯学習センター(バリアフリー対応は完全ではないものの、サポートできる職員が多くいる施設)
- 内容：地域の特別支援学校に勤務する音楽の先生を講師に招き、様々なジャンルの音楽と楽器に触れてみることで、世界の音楽文化を理解する講座

もやもやケース②参加者の募集

次は参加者の募集です。A市では月に2回、広報紙を発行しているほか、市民向けのSNS情報発信を行っています。Bさんは、これまで行ってきた講座と同じように、広報紙とSNSで参加者募集をかけようと考えていましたが、これで障害者へ情報が届くのか、障害者が参加してくれるのか、不安になってきました。

Q6.参加者を募集する際は、対象をどのように表記したらよいでしょうか？

【鈴木】

Q7.広報紙やSNSのほか、障害者に情報を届ける方法はありますか？

【鈴木】

Q8.参加申し込みの方法は、電話とメールだけで良いでしょうか？

【鈴木】

Q9.参加申し込みを受け付ける際、何か聞いておくべき項目はありますか？

【鈴木】

アドバイスをもとに積極的な広報を行ったBさん。情報がしっかりと届き、健常者10名、障害当事者5名の参加申し込みがありました。参加者の障害種別は、視覚障害者1名、知的障害者2名、肢体不自由者(車椅子)1名、精神障害者1名でした。

もやもやケース③当日の講座運営

いよいよ講座の日が近づいてきました。受付簿や講座の進行表、案内図などを準備し、会場となる生涯学習センターの職員との打合せに臨みます。準備は万端のはずですが、その打合せの間でも、様々な疑問が生まれてきました。

Q10.それぞれの障害種で、どのようなサポート(合理的配慮)が必要でしょうか？

【井口】

Q11.健常者と障害者の交流を行う際に、ポイントとなることはありますか？

【井口】

Q12.当日勤務予定の職員の人数にも限りがあります。どのようなサポート体制を組むことが考えられるでしょうか？

【井口】

Q13.講座終了後に参加者へのアンケートをとります。これまでは満足度を測る内容としていましたが、同様でよいでしょうか？

【井口】

もやもやケース④講座終了後の展開

全5回の講座のうち、無事に3回まで終了しました。参加者も次第に打ち解け合い、参加者からは終了後の自主サークル化の提案も出されました。しかし、障害者も対象とした講座のサークル化はBさんも初めての経験です。参加者の変容を目の当たりにして喜びもある一方、まだまだモヤモヤは尽きません。

Q14.自主サークル化したあと、行政が支援できることはなんでしょうか？

【鈴木】

Q15.他のサークルとの交流機会はどのように持てばよいでしょうか？

【鈴木】

Q16.A 市では教育基本計画に障害者の生涯学習が位置づいていません。今後、組織的に障害者の生涯学習に取り組んでいくためには、どうしたらよいでしょうか？

【志々田】

Q17.今回の講座では、福祉関係部署を巻き込むことができませんでした。福祉との連携はどのようにすすめたら良いでしょうか？

【志々田】

Q18.障害者の生涯学習に関して、行政職員が学ぶことのできる研修の場はありますか？

【志々田】